

板橋区認証保育所第三者評価補助金交付要綱

平成 17 年 10 月 14 日 区 長 決 定

(目的)

第 1 条 この要綱は、東京都認証保育所事業実施要綱に基づく認証保育所が第三者評価を実施したときに要した経費を補助し、もって保育所運営の透明性を確保することを目的とする。

(補助条件)

第 2 条 この補助金の交付には、次に掲げるもののほか[別表](#)の条件を付すものとする。

- (1) 区内施設について実施すること。
- (2) 東京都福祉サービス評価推進機構（以下「機構」という。）が認証した評価機関により実施すること。
- (3) 機構が定める共通評価項目を満たすこと。
- (4) 評価結果その他必要な情報をホームページ「とうきょう福祉ナビゲーション」により公開すること。
- (5) 申請年度内に事業が完了すること。

(補助金の額)

第 3 条 補助金の額は、対象経費の実支出額を補助額とし、年度内 1 回 600,000 円を限度とする。なお、補助額に 1,000 円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。

(交付申請)

第 4 条 事業者は、補助金の交付を申請するときは、別記第 1 号様式の申請書に次の書類を添付し、区長に対して行うものとする。

- (1) 所要額計算書（別紙 1）
- (2) 事業計画書（別紙 2）
- (3) 見積書の写し

(交付決定)

第 5 条 区長は、前条の交付申請があったときは、交付申請書及び関係書類を審査し、補助金の交付を決定したときは、[別記第 2 号様式](#)により事業者に通知しなければならない。

(変更交付申請)

第 6 条 事業者は、第 4 条の交付申請後において事業計画等に変更があったときは、[別記第 3 号様式](#)

の変更交付申請書に次の書類を添付し、速やかに区長に変更交付を申請しなければならない。

- (1) 所要額計算書（[第 1 号様式別紙 1](#)）
- (2) 事業計画書（[第 1 号様式別紙 2](#)）
- (3) 見積書の写し

2 区長は、前項の変更交付申請があったときは、速やかに申請の内容を精査し、変更交付の内容を決定するとともに[別記第 4 号様式](#)により事業者に通知しなければならない。

(申請の取下げ)

第7条 事業者は、補助金の交付決定の内容若しくはこれに付された条件に異議があるときは、交付決定の通知受理後10日以内に[別記第5号様式](#)の交付申請取下届を区長に提出し、交付申請の全部又は一部を取り下げることができる。

2 事業者は、前項の取下届により区長が補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において既に補助金を受領している場合には、取消しに係る部分の補助金を指定された期日までに返還しなければならない。

(補助金の請求)

第8条 事業者は、補助金を第2条第4号に規定する評価結果の公開後に交付決定額の範囲内において[別記第6号様式](#)の請求書により区長に請求することができる。

(実績報告)

第9条 事業者は、第三者評価に係る事業が完了したときは、事業の実績を別記第7号様式の報告書に次の書類を添付し、区長に対し報告しなければならない。

- (1) 精算額計算書(別紙)
- (2) 見積書の写し(最終のもの)
- (3) 契約書の写し
- (4) 請求書の写し
- (5) 領収書、又は振込み通知の写し
- (6) 成果物(冊子等)

2 区長は、前項の事業実績報告を精査し、補助金額を確定するとともに[別記第8号様式](#)により事業者に通知しなければならない。

3 事業者は、前項の補助金額の確定により返還金が生じたときは、区長が指定する日までに返還しなければならない。

付 則

この要綱は、平成17年10月14日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年12月16日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

別表

補助条件

1 補助金の交付

区長は、この補助金を当該保育所が認証された後において交付する。

2 交付決定の取消し・変更

(1) 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。

ア 事業が申請年度内に完了しないとき。

イ 評価結果を公表しないとき。

ウ 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。

エ 補助金の交付決定の内容又は補助金の交付に付した条件に違反したとき。

オ その他特別の必要が生じたとき。

(2) 区長は、(1)の規定による取消し又は変更をしたときは、速やかに事業者に通知する。

3 補助金の返還

(1) 区長は、2の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、事業者に対し当該補助金の取消しに係る部分について期限を定めてその返還を命ずることがある。

(2) 事業者は、(1)の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間においては、既納付額を控除した額)につき、年10.95%の割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

4 延滞金

事業者は、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

5 運営費の一時停止等

事業者が補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部若しくは一部を納付しない場合は、区長は、相当の限度において第3条第1項に規定する運営費の交付を一時停止し、又は運営費と未納付額を相殺することがある。

6 書類の整備保管

事業者は、補助金に係る書類を整備し、当該年度の事業終了後5年間保管しなければならない。

7 個人情報等の保護

評価機関に対し、収集する個人情報を必要最小限のものとすること、評価以外の目的に使用しないこと及び保存年限後は速やかに廃棄することを契約書等により指示すること。

別記

第1号様式(第4条関係)

年 月 日

(あて先) 板橋区長

申請者 住 所
名 称
代表者名

印

_____年度 認証保育所第三者評価補助金交付申請書

板橋区認証保育所第三者評価補助金交付要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 認証保育所の名称

2 事業完了(評価結果公開)予定年月日

_____年 _____月 _____日

3 補助金交付申請額

金 _____ 円

5 事業の目的及び内容

第三者評価を実施し、評価結果を公開する。

6 事業の効果

保育所運営の透明性を確保するとともに、利用者に必要な情報を提供する。

7 申請者の営む主な事業

8 添付書類

- ・ 所要額計算書(別紙1)
- ・ 事業計画書(別紙2)
- ・ 見積書の写し

所要額計算書

総所要額（ の額） _____ 円

所要額の計算

総事業費	の内補助対象経費	寄付金その他の収入額	差引額 = -
円	円	円	円

基準額	と を比較して 少ない額 (= 要補助額)
円	円

及び の経費の配分

項 目	事業に要した費用	補助対象経費	
		金 額	主 な 内 容
消費税（相当額）			
（小 計）			
合 計			

事業計画書

1 認証保育所の名称

2 評価実施機関

名称

住所

連絡先

3 上記の評価実施機関の選別理由

4 事業に要する期間

_____年 _____月 ~ _____年 _____月(公開予定)

5 事業費

・事業に要する費用 _____円

・補助金交付申請額 _____円

6 添付書類

・見積書の写し

第 号
年 月 日

様

東京都板橋区長

印

____年度 認証保育所第三者評価補助金交付決定通知書

年 月 日付_____の第三者評価補助金の交付申請について、下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

交付決定額

金 _____ 円

この補助金は、別記の補助条件を付して交付する。

この交付決定の内容に不服がある場合は、この通知を受理した日から10日以内に交付申請の取下げをすることができる。

(あて先) 板橋区長

	住 所	
申請者	名 称	
	代表者名	印

_____年度認証保育所第三者評価補助金変更交付申請書

板橋区認証保育所第三者評価補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり補助金の変更交付を申請します。

記

1 認証保育所の名称

2 変更の理由

3 変更交付額(内訳のA)

金 _____ 円

(内訳)

A 総 所 要 額 _____ 円

B 既 交 付 決 定 額 _____ 円

C 差 引 追 加 減 額 交 付 額 _____ 円

4 添付書類

- ・ 所要額計算書(第1号様式別紙1)
- ・ 事業計画書(第1号様式別紙2)
- ・ 見積書の写し

第 号
年 月 日

様

東京都板橋区長

印

____年度 認証保育所第三者評価補助金変更交付決定通知書

年 月 日付_____の第三者評価補助金の変更交付申請について、
下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

変更交付決定額(内訳のA)

金 _____ 円

(内訳)

A 総 所 要 額	_____ 円
B 既 交 付 決 定 額	_____ 円
C 差引追加 減額交付額	_____ 円

この交付決定の内容に不服がある場合は、この通知を受理した日から10日以内に交付申請の取下げをすることができる。

年 月 日

(あて先) 板橋区長

届出者 住 所
名 称
代表者名

印

_____年度 認証保育所第三者評価補助金交付申請取下届

年 月 日付 第 号をもって交付決定のあった上記補助金に係る交付申請は、下記のとおり取り下げることとしたので届け出ます。

記

1 認証保育所の名称

2 取り下げの理由

請 求 書

年 月 日

(あて先) 板橋区長

所在地 _____
名 称 _____
代表者名 _____ 印

認証保育所第三者評価補助金について下記のとおり請求します。

	百	十	万	千	百	十	円
請求金額							

内訳

_____に係る第三者評価補助金

年 月 日

(あて先) 板橋区長

住 所
報告者 名 称
代表者名 印

事業実績報告書

年 月 日付 板児保第 号をもって交付決定のあった第三者評価補助金に係る事業が完了したので、下記のとおり実績を報告します。

記

1 認証保育所の名称

2 完了(評価結果公開)年月日

_____年 _____月 _____日

3 添付書類

- ・ 精算額計算書(別紙)
- ・ 見積書の写し(最終のもの)
- ・ 契約書の写し
- ・ 請求書の写し
- ・ 領収書、又は振込み通知の写し
- ・ 成果物(冊子等)

精算額計算書

総所要額（ の額） _____ 円

精算額の計算

総事業費 支出額	の内補助対象経 費	寄付金その他の収 入額	差 引 額 = -
円	円	円	円

基準額	と を比較して 少ない額 (= 要補助額)	交付決定額	受入済額	差引過 不足額 = -
円	円	円	円	円

が（ = 不足）になった場合、追加交付はありません。

及び の経費の配分

項 目	事業に要した費用	補助対象経費	
		金 額	主 な 内 容
消費税（相当額）			
（小 計）			
合 計			

第 号
年 月 日

様

東京都板橋区長

印

____年度 認証保育所第三者評価補助金交付額確定通知書

____年度の____の第三者評価補助金について、実績報告に基づき下記のとおり交付額を確定したので通知します。

記

補助金確定額

金 _____ 円

補助金交付決定額	_____ 円
補助金交付済額	_____ 円
補助金返還金	_____ 円

返還金がある場合は、別添の納付書によりお近くの金融機関で期限までに納めてください。